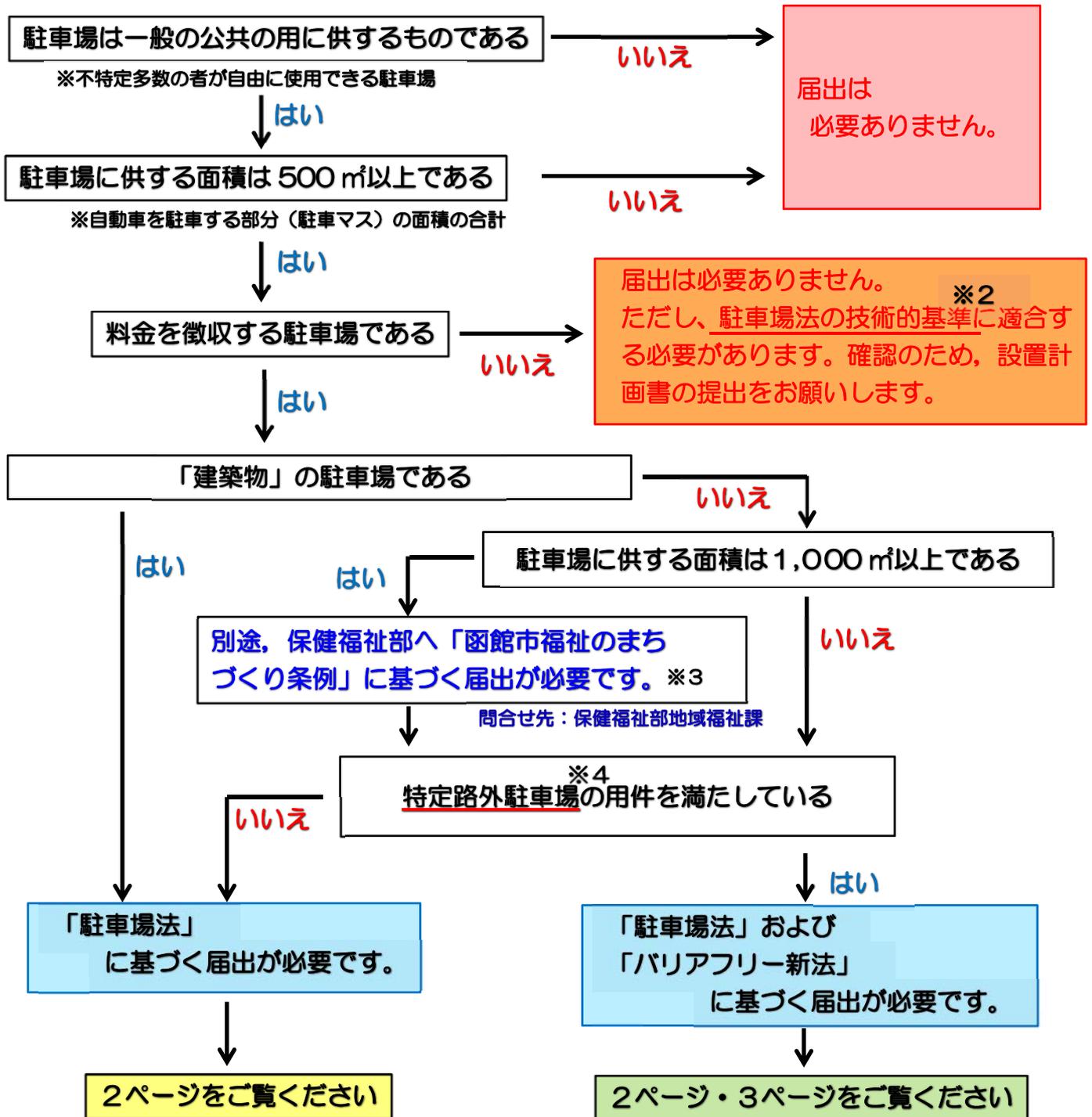


駐車場法・バリアフリー新法の届出のガイドライン

● 駐車場を設置・運営する場合に必要な手続き判定フロー

※1
 駐車場法・バリアフリー新法に基づく届出の判定フローは以下のとおりです。



※1 バリアフリー新法—高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

※2 駐車場法第11条に規定の構造及び設備の基準で駐車場の出入口等について定めたもの。

※3 函館市福祉のまちづくり条例第21条第1項および同項第2号に基づく届出が必要です。

詳細は保健福祉部地域福祉課（電話 0138-21-3289）へお問い合わせ願います。

※4 特定路外駐車場は、駐車場法の届出駐車場のうち「建築物でないもので他の施設に付属しないもの」です。

詳細は3ページ参照願います。

お問い合わせ：函館市都市建設部都市計画課
 都市施設担当 21-3363

『駐車場法』に基づく届出

駐車場法に基づく届出※⁵の届出先、必要な書類およびその提出時期等については以下のとおりです。

■届出先

- ・函館市都市建設部都市計画課都市施設担当（電話：0138-21-3363）

■必要な書類及びその提出時期

- ・各届出種別ごとの必要書類およびその提出時期は下表のとおりです。
- ・「新設」の場合、「施設の増改築，駐車場合数等の変更」の場合には，届出の前に別途事前の打合せが必要となる場合がありますので，都市建設部都市計画課にご確認下さい。
- ・路外駐車場設置（変更）届出書には函面等の添付書類が必要となります。
（添付書類の詳細は「届出に関するチェックリスト」に記載しています。）
- ・これら届出に必要な各様式は，当課のHPからダウンロードできます。

届出種別	必要な書類	路外駐車場設置 （変更）届出書	届出に関する チェックリスト	路外駐車場管理規程 （変更）届出書	路外駐車場休止 （再開，廃止）届出書
新 設		○ 工事着手前	○ 工事着手前	○ 供用開始後10日以内	
変 更	施設の増改築， 駐車場合数等の変更	○ 変更前	○ 変更前		
	管理者の変更	○ 変更前		○ 変更後10日以内	
	駐車料金，営業時間 等の変更			○ 変更後10日以内	
	休止（再開，廃止）				○ 休止（再開，廃止）後10日以内

注) 提出が必要な部数は，正副2部となります。

■管理規程について

- ・管理規程には次の内容を記載する必要があります。
 - ア) 路外駐車場※⁶の名称
 - イ) 路外駐車場管理者※⁷の氏名および住所
 - ウ) 路外駐車場の供用時間に関する事項
→休業日ならびに1日における供用時間の開始および終了時刻について記載
 - エ) 駐車料金に関する事項
→駐車場利用者が支払うべき駐車料金の額およびその支払い等に関することについて記載
 - オ) 路外駐車場の供用契約に関する事項
→駐車場利用者に対する路外駐車場管理者の案内板の設置，保管を寄託された自動車に対する路外駐車場管理者の責任，引き取りのない車両の処分等に関する事項を明記
 - カ) その他国土交通省令で定める事項
→路外駐車場の構造上駐車することができない自動車ならびに路外駐車場管理者が路外駐車場において附带して行う燃料の販売，自動車の修理その他の業務の概要の記載

※⁵ 駐車場法第12条，13条，14条に基づく届出。

※⁶ 道路の路面外に設置される自動車のための駐車施設であって一般公共の用に供される駐車場。

※⁷ 路外駐車場管理者とは路外駐車場設置届に記載された駐車場管理者となります。

『バリアフリー新法』に基づく届出

バリアフリー新法に基づく届出※⁸の届出先、必要な書類およびその提出時期等については以下のとおりです。

■届出先

- ・函館市都市建設部都市計画課都市施設担当（電話：0138-21-3363）

■必要な書類及びその提出時期

- ・提出時期は、新設の場合は「工事の着手前」、変更の場合は「変更しようとするとき」で同じですが、提出する書類が異なります。
- ・各提出方法における必要な資料は以下のとおりです。
- ・なお、これら届出に必要な各様式は、都市建設部都市計画課のHPからダウンロードできます。

【方法①】

- ・「バリアフリー新法第12条」による届出方法です。

提出資料	・ 特定路外駐車場設置（変更）届出書 【第1号様式】 ・ 図面等の添付書類
------	--

注）提出が必要な部数は、正副2部となります。

【方法②】

- ・「バリアフリー新法第12条のただし書き」による届出方法で、駐車場法の届出書類にバリアフリー新法の書類を添付して提出する方法です。（都市計画区域内に限る。※⁹）
- ・上記「特定路外駐車場設置（変更）届出書【第1号様式】」に代えて、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面【第2号様式】」を駐車場法の届出書類に添付することとなります。

提出資料	・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面【第2号様式】
------	---

注）提出が必要な部数は、正副2部となります。

■特定路外駐車場について

- ・ 特定路外駐車場は、駐車場法の届出駐車場のうち、「建築物で無いもので、他の施設に附属していないもの」が該当します。
 - 例）①特定路外駐車場に該当する
 - ・ 単独の有料平面式駐車場
 - ・ 他の施設の併設駐車場ではあるが道路等を挟んで分断されている平面式有料駐車場
 - ②特定路外駐車場に該当しない
 - ・ 商業施設、ホテル、病院等の施設に接して併設される駐車場
 - ・ 立体駐車場

※⁸ バリアフリー新法第12条に基づく届出。

※⁹ 都市計画区域外には駐車場法による届出がないため。